平成２６年（フ）第２１７号
東京都足立区青井３丁目29―１―206
債務者　山柿美智代
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２０号
東京都練馬区中村北３丁目18―８―107
債務者　伊藤　安雄
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２１号
東京都葛飾区お花茶屋１丁目21―11―401
債務者　高橋　　純
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２２号
東京都足立区東和５丁目６－５―708
債務者　廣瀬　正義
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８号
横浜市青葉区柿の木台32番地10　吉美ハイツ101号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８７号
岡山市中区平井３丁目957番地１平井市営住宅９号棟406号
債務者　石井由美子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７３号
沖縄県宜野湾市大山３丁目29番14―401号
フラワーキャッスル大山
債務者　島袋　清子（旧姓茹生田）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１９２号
沖縄県うるま市喜仲１丁目８番11号
債務者　岸本　征典
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２０２号
沖縄県うるま市石川伊波331番地　県営石川団地１号棟104号室
債務者　岩切　恵子（旧姓與古田）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１２７０７号
東京都江東区潮見１丁目29―15―2913
債務者　恩田恵理佳
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３８０号
東京都足立区栗原３丁目５―17―101
債務者　神崎ひとみ
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３２号
東京都武蔵村山市学園３丁目66番地の４
債務者　坂本麻理子（旧姓嵯峨）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２５年（フ）第３３号
茨城県つくば市樋の沢194番地
破産者　北辰建設株式会社
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
茨城県笠間市押辺1298番地
破産者　有限会社宮本建設工業
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７５号
茨城県つくば市遠東1104番地３　学園の森Ｃ２街区10、前住所茨城県つくば市春日２丁目34番地14
破産者　大久保弘行
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４１４号
千葉県八街市八街ほ567番地５
破産者　小松　文雄
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部